

第1編 総論

第1章 計画の主旨

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転や事業所外運搬等により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることに係る原子力災害対策について定めるほか、原子力災害と自然災害等との複数の事象に対応する必要がある場合における複合災害対策について定め、これを推進することにより、住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

この計画は、市の関係各機関において防災対策に取り組むための基本方針となるものであり、状況の変化に対応できるよう必要に応じ見直しを行うものである。

また、この計画に採用している原子力規制委員会の定める「原子力災害対策指針」における各種指標について、同委員会の見直しが実施された場合は、見直し後の指標を採用する。

なお、この計画は「八幡浜市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「八幡浜市地域防災計画（風水害等対策編・震災対策編）」によるものとし、武力攻撃に起因する「武力攻撃原子力災害」の対応は、「八幡浜市国民保護計画」で定める。

第3節 計画の構成

この計画は、計画編と資料編で構成する。

計画編の構成は、次の4編とする。

(1) 第1編 総論

この計画の主旨、原子力災害対策重点区域、防災関係機関の業務等、計画の基本となる事項を示す。

(2) 第2編 災害予防計画

平常時の教育、訓練、施設の災害予防対策、市民生活の確保方策等の予防計画を示す。

(3) 第3編 災害応急計画

災害が発生した場合の応急対策を示す。

(4) 第4編 災害復旧計画

災害発生後の復旧対策を示す。

第2章 原子力災害対策重点区域

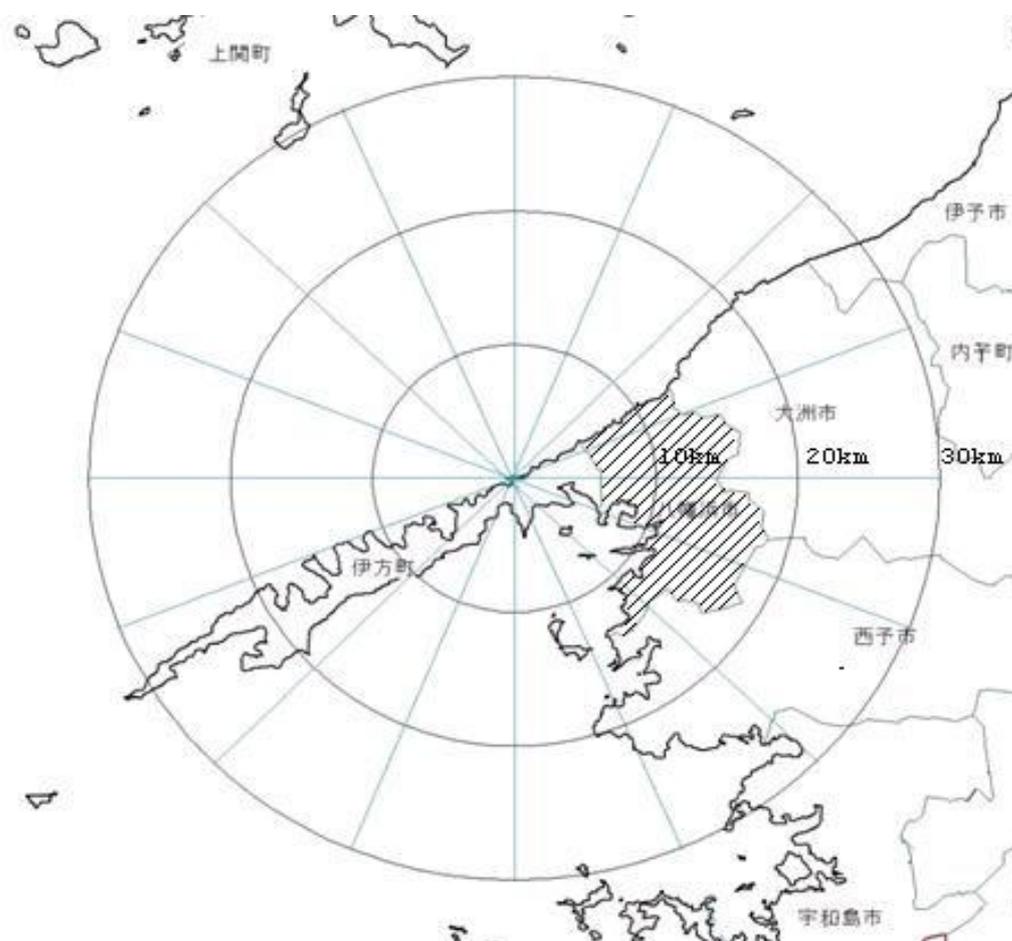
第1節 原子力災害対策重点区域

県が定めている原子力災害対策重点区域は次のとおりである。

原子力災害対策重点区域

区 分	範 囲	対象市町
予防的防護措置を準備する区域 (Precautionary Action Zone(以下「PAZ」という。)) 重大な原子力事故が発生した際に、予防的な措置として、住民がただちに避難を開始すべき地域	原子力施設を中心として おおむね半径5キロメートルの地域	伊 方 町
緊急時防護措置を準備する区域 (Urgent Protective action planning Zone (以下「UPZ」という。)) 原子力防災対策や避難・退避を迅速にできるように準備しておく地域	原子力施設を中心として おおむね半径30キロメートルの地域から、PAZを除いた地域	伊 方 町 八 幡 浜 市 大 洲 市 西 予 市 宇 和 島 市 伊 予 市 内 子 町

周辺地域の地図



第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、八幡浜市地域防災計画「風水害等対策編」第1部第2章に定める事務又は大綱に基づき、主な事項を次のとおりとする。

1 八幡浜市

- 1 市地域防災計画（原子力災害対策編）の作成
- 2 原子力防災に関する組織の整備
- 3 原子力防災に関する知識の普及と啓蒙
- 4 原子力防災訓練の実施
- 5 原子力防災活動資機材等の整備や保管場所の確保
- 6 原子力災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- 7 避難行動計画の作成
- 8 災害時応援協定の締結
- 9 緊急時環境モニタリングの協力
- 10 避難等の指示及び避難所の開設
- 11 緊急被ばく医療措置の実施及び協力
- 12 飲料水・飲食物の摂取制限
- 13 汚染の除去
- 14 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- 15 緊急輸送の確保
- 16 災害復旧の実施
- 17 その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置
- 18 損害賠償の請求等に必要な資料の作成

2 愛媛県

- 1 県地域防災計画（原子力災害対策編）の作成
- 2 原子力防災に関する組織の整備
- 3 原子力防災知識の普及と啓蒙
- 4 原子力防災訓練の実施
- 5 原子力防災活動資機材等の整備や保管場所の確保
- 6 原子力災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- 7 県広域避難計画の作成
- 8 災害時応援協定の締結
- 9 緊急時環境モニタリング
- 10 住民の避難等及び立入制限
- 11 被災者の救出・救護等の措置
- 12 緊急被ばく医療措置
- 13 飲料水・飲食物の摂取制限
- 14 汚染の除去

- 15 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- 16 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- 17 緊急輸送の確保
- 18 災害復旧の実施
- 19 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の原子力災害応急対策の連絡調整
- 20 国の災害対策本部等との災害応急対策の連絡調整
- 21 その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置
- 22 損害賠償の請求等に必要な資料の作成

3 八幡浜地区施設事務組合消防本部

- 1 救急、消防防災活動に関する事
- 2 住民の避難、誘導等に関する事

4 八幡浜警察署

- 1 交通規制の実施、指導調整に関する事
- 2 防災関係機関等との連携、協力及び連絡調整に関する事
- 3 防災関係機関等からの情報の収集、伝達の指導調整に関する事
- 4 民生の安定に関する事
- 5 警察通信の確保及び統制に関する事

5 指定地方行政機関

■第六管区海上保安本部（松山海上保安部・宇和島海上保安部）

- 1 海上モニタリングの支援に関する事
- 2 船舶に対する緊急通報並びに避難及び立入制限に関する事
- 3 海上における救助・救急活動及び要請等に基づく活動の支援に関する事
- 4 緊急輸送に関する事

■中国四国農政局松山地域センター

- 1 原子力災害時の食料の供給に関する事
- 2 原子力災害時の食料の緊急引渡措置に関する事

■大阪管区气象台（松山地方气象台）

気象情報の伝達に関する事

■四国地方整備局（大洲河川国道事務所）

原子力災害時における道路交通等の確保に関する事

■四国運輸局（愛媛運輸支局）

- 1 陸上輸送に関する事

- ア 陸上輸送機関その他関係機関との連絡調整
- イ 陸上における緊急輸送の確保
- ウ 道路運送事業者の安全輸送の確保等に係る災害応急対策の指導

2 海上輸送に関すること

- ア 海上輸送機関その他関係機関との連絡調整
- イ 海上における緊急輸送の確保
- ウ 海上運送事業者の安全輸送の確保等に係る災害応急対策の指導

6 自衛隊

■陸上自衛隊（第14旅団等）

- 1 避難の援助等に関すること
- 2 原子力災害時における空中輸送支援に関すること
- 3 緊急時上空モニタリングの支援に関すること
- 4 通信支援、人員及び物資の陸上輸送支援に関すること
- 5 炊飯、給水及び宿泊支援に関すること
- 6 その他災害応急対策の支援に関すること

■海上自衛隊（呉地方総監部）

- 1 避難の援助等に関すること
- 2 原子力災害時における海上輸送支援に関すること
- 3 緊急時海上モニタリング支援に関すること
- 4 その他災害応急対策の支援に関すること

7 指定公共機関

■西日本電信電話株式会社愛媛支店、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国支社

- 1 原子力災害時における公衆通信の確保、被災施設の応急対策と早期復旧に関すること
- 2 災害応急措置等の通信に対する通信設備の優先利用に関すること
- 3 非常緊急通話に関すること

■日本赤十字社（愛媛県支部）

- 1 応援救護班の派遣又は派遣準備に関すること
- 2 被災者に対する救援物資の配付に関すること

■日本放送協会（松山放送局）

- 1 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
- 2 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること
- 3 社会福祉事業団体義捐金品の募集、分配に関すること

■日本通運株式会社（松山支店）

災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること

■日本郵便株式会社四国支社

原子力災害時における郵政業務の運営の確保及び郵便局の窓口業務の維持に関すること

■KDDI株式会社

重要な通信を確保するために必要な措置に関すること

■四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社（松山営業所）

ア 原子力災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること

イ 原子力災害時における旅客の安全確保に関すること

8 指定地方公共機関

■伊予鉄南予バス株式会社

災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること

■南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛

- 1 住民に対する防災知識の普及に関すること
- 2 原子力災害に関する情報の正確、迅速な提供に関すること
- 3 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
- 4 原子力災害時における広報活動及び被害状況等の速報の協力に関すること

9 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

■西宇和農業協同組合

- 1 組合員の被災状況調査及び援護に関すること
- 2 農作物の被害応急対策の指導に関すること
- 3 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること
- 4 飲食物の摂取制限等の実施に関すること

■八西森林組合

- 1 組合員の被災状況調査及び援護に関すること
- 2 林作物の被害応急対策の指導に関すること
- 3 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること
- 4 飲食物の摂取制限等の実施に関すること

■八幡浜漁業協同組合

- 1 組合員の被災状況調査及び援護に関すること

- 2 水産物の被害応急対策の指導に関する事
- 3 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関する事
- 4 飲食物の摂取制限等の実施に関する事
- 5 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関する事

■八幡浜商工会議所、保内町商工会

- 1 被災商工業者の援護に関する事
- 2 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関する事

■八幡浜市社会福祉協議会

被災者の自立的な生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関する事

■社団法人八幡浜医師会

医療助産等救護活動の実施協力に関する事

■財団法人八西地域総合情報センター

- 1 住民に対する防災知識の普及に関する事
- 2 原子力災害に関する情報の正確、迅速な提供に関する事
- 3 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事
- 4 原子力災害時における広報活動及び被害状況等の速報の協力に関する事
- 5 光ケーブルの回線確保に関する事

■社会福祉施設等管理者

施設入所者の安全確保に関する事

■南予水道企業団

原子力災害時における飲料水の確保及び優先使用に関する事

■ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社

重要な通信を確保するために必要な措置に関する事

10 原子力事業者

■四国電力株式会社

- 1 原子力事業者防災業務計画の作成に関する事
- 2 原子力発電所の防災管理に関する事
- 3 従業員等に対する教育及び訓練に関する事
- 4 電力供給の確保に関する事
- 5 発電施設の応急対策及び復旧に関する事
- 6 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関する事
- 7 緊急時環境モニタリングの実施又は協力に関する事
- 8 緊急被ばく医療措置実施のための協力に関する事
- 9 汚染拡大防止措置に関する事

- 10 県、重点市町及び防災関係機関等の行う原子力防災対策に対する全面的な協力に関すること
- 11 自衛防災組織の設置及び運用に関すること

第4章 広域的な活動体制

第1節 原子力災害時における広域応援体制

国等から派遣される専門家を含め、関係機関等相互の広域にわたる応援協力体制は次によるものとする。

